

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 消費税決定処分等取消等請求上告受理  
事件

国側当事者・国

平成22年3月30日不受理・確定

(第一審・福井地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年9月12日判決、本資料25  
7号-163・順号10772)

(控訴審・名古屋高等裁判所金沢支部 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年6月16日判決、  
本資料258号-112・順号10970)

決 定

株式会社C破産管財人

申立人 甲

相手方 国

同代表者法務大臣 千葉 景子

同指定代理人 武藤 政男

上記当事者間の名古屋高等裁判所金沢支部平成●●年(〇〇)第●●号消費税決定処分等取消請求  
事件について、同裁判所が平成20年6月16日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申  
立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認  
められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成22年3月30日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 近藤 崇晴

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫